

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

- ・第1条では、都市公園法に基づいて、本条例が設置された趣旨について定めています。

【解説】

- ・地方自治法第244条の2第1項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。」と規定し、また、都市公園法第18条においても、「この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、政令）で定める。」と規定しているため、本条例では、本市都市公園の設置及び管理について、必要な事項を定めています。
- ・「設置」とは、形態的に公共施設としての実体を備えさせ、一般公共の利用に供することを指しています。
- ・「管理」とは、都市公園の存立を維持し、一般公共の利用に供し、都市公園本来の目的を達成させるための作用を指しています。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積)

第2条 本市の都市計画区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、大和市緑の基本計画に定める目標値（6.9平方メートル）とする。

【趣旨】

- ・第2条では、大和市の住民1人当たりの都市公園面積の基準について定めています。

【解説】

- ・「大和市緑の基本計画」で市域全体の1人当たりの都市公園面積の目標を6.9㎡と定めているため、この目標値を本市の基準とします。

(都市公園の配置及び規模)

第3条 市長は、次に掲げる都市公園を設置するときは、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、規則で定めるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園

2 市長は、次に掲げる都市公園を設置するときは、容易に利用することができるよう配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

(1) 主として休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園

(2) 主として運動の用に供することを目的とする都市公園

(3) 1つの市町村の区域を越える広域の利用に供されることを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供される都市公園

3 前2項に掲げる都市公園以外の都市公園を設置するときは、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮できるように配置し、その面積を定めるものとする。

【趣旨】

・第3条では、大和市の都市公園の設置基準及び規模について定めています。

【解説】

・第1項は、各都市公園（第1号街区公園、第2号近隣公園）の配置及び規模についての基準を定めています。

・第2項は、各都市公園（第1号総合公園、第2号運動公園、第3号広域公園）の配置及び規模について規定しています。

・第3項は、都市緑地など前2項以外の都市公園の配置及び規模について規定しています。

(公園施設の設置基準)

第4条 法第4条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。ただし、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第8条に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

【趣旨】

- ・第4条では、公園施設の設置基準について定めています。

【解説】

- ・第1項では、都市公園法第4条第1項の規定により、都市公園内に公園施設として設けられる建築物の建築面積の割合の上限を規定しています。なお、ただし書において、規則で定める範囲内であれば、この上限を超えることができる旨を規定しています。
- ・第2項では、都市公園施行令第8条の規定により、都市公園内に設ける運動施設の敷地面積の割合の上限を規定しています。

(都市公園移動等円滑化基準)

第5条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する特定公園施設は、高齢者、障がい者等の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、前項の規定に適合するよう規則で定める。

【趣旨】

- ・第5条では、特定公園施設の新設・増設を行うときのバリアフリー基準について定めています。

【解説】

- ・特定公園施設とは、出入口、園路及び広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び手洗い場等をいいます。
- ・第1項では、移動等円滑化の基本的な基準を定めています。
- ・第2項において、規則で定めるとしている移動等円滑化基準は、大和市都市公園条例施行規則第4条で定めています。

(行為の制限)

第6条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法の定めるところにより許可を受けた者は、この限りでない。

(1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興業を行うこと。

(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容等を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

- ・第6条では、市長の許可を受けなければならない「行為」について、その申請方法及び許可行為の基準について明確に定めています。

【解説】

- ・都市公園の適正な管理を図るため、管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、適切な規制を行う必要があります。このような目的のために、第1項第1号から第4号までに列挙する行為を許可制とし、利用上の調整を図っているものです。
- ・本条例における「公園施設」とは、都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条並びに都市公園法施行規則第1条及び第1条の2に規定する施設をいいます。
- ・第2項及び第3項における「申請書」とは、大和市都市公園条例施行規則第5条第1項に規定している公園施設使用等申請書のことをいいます。

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること（広告の表示については、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないと市長が認める場所で市長の募集に応じで行う場合その他市長が認める場合を除く。）。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 公園内にみだりに車馬を乗り入れること。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、都市公園の管理上支障がある行為をすること。

【趣旨】

- ・第7条では、都市公園法第11条の都市公園における「禁止行為」について明確に定めています。

【解説】

- ・都市公園は、一般公衆の休息、観賞、散歩、運動等の屋外レクリエーションの用に供されるとともに、公共空地としての機能を有する公共の施設です。その効用を確保するためには、不当な侵害行為に対する特別な保護を図る必要があることから、本条を定めています。
- ・ただし書で定めているように正当な権原や理由がある場合は、その行為は必ずしも禁止とはならないことを明示しています。
- ・第5号の「その他市長が認める場合」とは、広告は原則として広く募集するものですが、主にネーミングライツ導入施設においてスポンサーからの提案があった場合に、その部分は公募等をせず、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれがないかを考慮したうえで適当と認める場合を想定しています。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、都市公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

【趣旨】

- ・第8条では、都市公園の管理者が、都市公園の利用が危険であると判断した場合、利用を禁止したり、制限したりできることを定めています。

【解説】

- ・本条は、都市公園の利用を禁止し、又は制限することによって、都市公園の利用者の安全及び適正な管理を確保するために定めたものです。
- ・「その利用が危険であると認められる場合」とは、公園施設の破損、倒木、風水害による危険が想定されるとき等が挙げられます。

(有料公園施設)

第9条 市の管理する公園施設で有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。

【趣旨】

- ・第9条では、都市公園の有料公園施設について定めています。

【解説】

- ・別表第1では、その有料公園施設のある都市公園の名称と有料公園施設の名称を明確に定めています。

有料公園施設の属する都市公園の名称	有料公園施設の名称
つきみ野1号公園	つきみ野野球場
引地台公園	大和スタジアム
	引地台温水プール
	引地台野外音楽堂
	引地台公園北側駐車場
	引地台公園南側駐車場
宮久保公園	宮久保野球場
	宮久保スポーツ広場
多胡記念公園	慈緑庵
大和ゆとりの森	ゆとりの森芝生グラウンド
	ゆとりの森テニスコート
	ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場
	ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場
	ゆとりの森バーベキュー広場
	ゆとりの森仲良しプラザ
	ゆとりの森スポーツハウス
	ゆとりの森駐車場

(公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理の方法

キ 工事実施の方法

ク 工事の着手及び完了の時期

ケ 都市公園の復旧方法

コ その他市長が指示する事項

(2) 公園施設（有料公園施設を除く。）を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長が指示する事項

【趣旨】

- ・第10条では、公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設の設置又は公園施設の管理をしようとするときの許可申請書の記載内容について明確に定めています。

【解説】

- ・都市公園法第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者が、都市公園に公園施設を設け、公園施設を管理しようとするとき、公園管理者に対して申請する事項について定めたものです（例：売店、飲食店等）。
- ・見出しの「許可申請書」とは、大和市都市公園条例施行規則第6条第1項に定める「公園施設設置等申請書」のことをいいます。
- ・第2号において、有料公園施設の管理を除いているのは、有料公園施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるためです（本条例第25条）。

（占用の許可申請書の記載事項）

第11条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事实施の方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧の方法
- (6) その他市長が指示する事項

【趣旨】

- ・第11条では、都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときの許可申請書の記載事項について明確に定めています。

【解説】

- ・「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」（都市公園法第6条第1項）とあり、本条では、その許可を受けようとする者が、申請書に記載する事項について定めています。
- ・本条に規定している事項以外には、都市公園法第6条第2項に定める「占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造」について、申請書に記載しなければなりません。
- ・「許可申請書」とは、大和市都市公園条例施行規則第5条第1項に定める「公園施設使用等申請書」のことをいいます。

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第12条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

【趣旨】

- ・第12条では、都市公園法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更の内容について、明確に定めています。

【解説】

- ・第1号の「占用物件の模様替え」とは、施設内における物件の配置の変更、外装の変更、構造の変更等をいいます。
- ・占用物件に対して、さらに占用物件を添加する場合は、新たな占用とみなされます。

(設計書等)

第13条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

【趣旨】

- ・第13条では、許可申請書及び変更許可申請に必要な関係書類について明確に定めています。

【解説】

- ・本条は、都市公園法第5条第1項又は第6条第2項若しくは第3項に係る申請書に記載された事項だけでは不明確な部分を、設計書等を添付することによって、より明確にすることを目的としています。

(使用料の額及び徴収方法)

第14条 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、許可の際、徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、使用の許可を受けた期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収する。

4 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者から徴収する使用料については、大和市道路占用料徴収条例（昭和28年大和町条例第3号）第2条の規定を準用する。

【趣旨】

- ・第14条では、使用料の額、徴収方法及び徴収時期について明確に定めています。

【解説】

- ・都市公園法第5条第1項及び第6条第1項に係る使用料は以下のとおりです（別表第2）。

(1) 公園施設の設置許可による土地又は管理許可による施設の使用料

行為の区分	金額
公園施設の設置	大和市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（昭和43年大和市条例第9号）第2条から第6条までの規定を準用して算出した額
公園施設の管理	

(2) 第6条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
露店	1日1平方メートルにつき	150円
行商	1日につき	300円
臨時に会費を徴収して写真コンテスト又は撮影会を行うこと	1日につき	3,000円
業として行う映画の撮影又は興行	1日につき	6,000円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為	1日1平方メートルにつき	6円

(使用料の還付)

第 15 条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

- ・第 15 条では、使用料の還付基準について明確に定めています。

【解説】

- ・ただし書の「市長が相当の理由があると認めるとき」とは、大和市都市公園条例施行規則第 14 条第 1 項の規定のことをいいます。

(使用料の減免)

第 16 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

【趣旨】

- ・第 16 条では、使用料の減免基準について明確に定めています。

【解説】

- ・本条の「公益上その他特別の理由があると認めるとき」とは、大和市都市公園条例施行規則第 17 条第 1 項の規定のことをいいます。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、市長がこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による市長の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

【趣旨】

- ・第17条では、この条例の規定によって許可した者が規定に違反した場合、許可の取消し、行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの撤去を命ずることができる内容について、明確に定めています。

【解説】

- ・第1項では、監督処分の原因が許可を受けた側にある場合を示しています。第2項では、その原因が都市公園の管理その他の公益上の必要に基づくものであり、許可を受けた側に責任のない場合を示しています。
- ・第1項第1号の「この条例の規定に基づく処分に違反している者」とは、第6条第1項又は第3項の許可に違反している者等をいいます。
- ・第1項第2号の「この条例の規定による許可に付した条件に違反している者」とは、都市公園法第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに本条例第6条第1項及び第3項の許可に付した条件に違反している者をいいます。
- ・第2項の「前項に規定する処分」とは第1項の「市長がこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、」までをいいます。
- ・第2項の「同項に規定する必要な措置」とは、第1項の「行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずること」をいいます。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

【趣旨】

- ・第18条では、工作物等を保管した場合について、その所有者に分かるように公示の内容を明確に定めています。

【解説】

- ・本条は、保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）を当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するため、どのようなものを保管しているのか明確にする事項を各号で規定しています。

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大和市公告式条例（昭和31年大和町条例第7号）に定める掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示し、又は規則で定める方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

- ・第19条では、工作物等を保管した場合の公示の期間及び掲示場所について明確に定めています。

【解説】

- ・第1項第1号の「規則で定める場所」とは、工作物等が放置されていた場所をいいます（大和市都市公園条例施行規則第11条第1項）。
- ・第1項第2号の「規則で定める方法により公示する」とは、官報又は新聞紙面への掲載をいいます（大和市都市公園条例施行規則第11条第2項）。
- ・第2項の「規則で定める様式」とは、大和市都市公園条例施行規則第11条第3項に定める様式をいいます。
- ・第2項の「規則で定める場所」とは、大和市事務分掌規則第8条に規定する公園管理事務所のことをいいます（大和市都市公園条例施行規則第11条第3項）。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

【趣旨】

- ・第20条では、都市公園法第27条第6項による判断が必要な工作物等の価格の評価方法について明確に定めています。

【解説】

- ・工作物等には様々なものがあり、常に公園管理者が適正な価格を決めることは困難であることから、本条では専門的知識を有する者の意見を聴くことができることを規定しています。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

【趣旨】

- ・第21条では、第19条の公示を行った結果、所有者が現れなかった場合について、保管した工作物を売却するための手続を明確に定めています。

【解説】

- ・本条では、ただし書の「競争入札に付することが適当でないと認められる」場合における、随意契約による売却方法についても規定しています（随意契約については地方自治法施行令第167条の2第1項を参照）。

第22条 市長は、前条本文の規定による競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状及び数量その他規則で定める事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

【趣旨】

- ・第22条では、第21条の入札に際しての掲示期間及び掲示場所、掲示内容について、明確に定めています。

【解説】

- ・第1項の「規則で定める事項」とは、大和市都市公園条例施行規則第12条に定める事項のことをいいます。
- ・第2項では、随意契約を行う場合において、適正な価格を判断するため、2人以上の者から見積書を取り、比較することを義務付けています。

(工作物等を返還する場合の手続)

第23条 市長は、法第27条第4項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により保管した工作物等（法第27条第6項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、返還するものとする。

【趣旨】

- ・第23条では、工作物等を所有者等に返還する場合の手続について、明確に定めています。

【解説】

- ・公園管理者が工作物等をその所有者等に返還するときは、その所有者等が明らかに返還を受けべき者であることを証明できる書類を提示させることを明確に定めています。
- ・その工作物等の本来の所有者等である者に確実に返還するために本条を定めています。

(届出)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了した場合
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止した場合
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復した場合
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転した場合
- (6) 第17条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了した場合

【趣旨】

- ・第24条では、第1号から第6号までに該当する場合の届出の必要性について定めています。

【解説】

- ・第1号、第3号、第4号及び第6号に該当する場合においては、大和市都市公園条例施行規則第13条第1項に定める「公園施設設置等完了届」をもって届け出なければならないこととしています。
- ・第2号に該当する場合においては、大和市都市公園条例施行規則第13条第2項に定める「公園施設等廃止届」をもって届け出なければならないこととしています。
- ・第5号に該当する場合においては、大和市都市公園条例施行規則第13条第3項に定める「公園土地物件所有権等移転等届」をもって届け出なければならないこととしています。

(指定管理者による管理)

第25条 別表第1に定める都市公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

【趣旨】

- ・第25条では、別表第1に定める都市公園の管理を指定管理者に行わせることを定めています。

【解説】

- ・住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（第9条、別表第1の都市公園）の管理を公園管理者に代わって、指定管理者に行わせることができることが地方自治法第244条の2第3項で規定されています。

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- (2) 有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) 都市公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

【趣旨】

- ・第26条では、指定管理者の行う業務について、明確に定めています。

【解説】

- ・第1号の業務とは、有料公園施設の利用者に対する許可行為に関することをいいます。
- ・第2号の業務とは、有料公園施設の利用者から利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受を行うことをいいます。また、利用料金を条例に規定する料金の範囲内において定めることができることを規定しています。
- ・第3号の業務とは、公園管理者が行う業務以外の維持管理に関する業務のことをいいます。
- ・指定管理者が管理する都市公園は、都市公園ごとに公園施設が異なるため、管理内容に違いが生じることがあります。したがって、第4号では、都市公園ごとに独自の業務内容に沿って業務が追加される可能性について触れています。その業務内容については、公募を行う際に明示されます（第27条第1項第5号）。

(指定管理者の公募等)

第27条 市長は、指定管理者に都市公園の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 都市公園の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、都市公園の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であって、第29条各号に掲げる選定の基準に照らし、都市公園の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

【趣旨】

- ・第27条では、都市公園を管理する指定管理者の選定は、原則、公募によるものとしています。

【解説】

- ・第1項では、都市公園の管理を指定管理者に行わせようとする場合、公募する団体に対し掲げるべき事項について第1号から第7号まで明確に定めています。
- ・第2項では、第1項の規定にかかわらず、都市公園の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であって、都市公園の管理等を最も効果的かつ安定的に達成できると認める団体（第29条の各号に規定する基準に照らし合わせ、最も適当と認められる団体）を指定管理者の候補者として、市長自ら選定することができることを明確に定めています。

(指定管理者の指定の申込み等)

第28条 前条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に都市公園の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

【趣旨】

- ・第28条では、指定管理者の指定を受けようとする団体が申込みをする場合に必要な添付書類について明確に定めています。

【解説】

- ・第1項では、公募による指定管理者の申込みを行う場合に必要な書類を明確にしています。
- ・第1項における「申込書」とは、大和市都市公園条例施行規則第18条に定める「指定管理者指定申込書」のことをいいます。
- ・第1項における「その他規則で定める書類」とは、大和市都市公園条例施行規則第19条第1項に規定されている書類のことをいいます。
- ・第2項では、指定管理者選定候補者に対し、選定に必要な書類の提出を義務付けています。
- ・第2項における「書類」とは、大和市都市公園条例施行規則第19条第2項に規定されている書類のことをいいます。

(選定基準)

第29条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 都市公園を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 都市公園の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 都市公園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 都市公園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

【趣旨】

- ・第29条では、指定管理者の選定基準を明確に定めています。

【解説】

- ・本条では、申込みがあった団体に対して第1号から第5号までの選定の基準に照らし合わせて総合的に審査し、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定することを定めています。
- ・審査は、指定管理者選定委員会によって行われます。

(選定の結果の通知)

第30条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第27条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

【趣旨】

- ・第30条では、指定管理者の選定の結果の通知について定めています。

【解説】

- ・第1項における通知は、選定された団体（第31条でいう「被選定団体」）だけではなく、指定管理者指定へ申込みを行った全ての団体について行うものです。
- ・第2項では、第27条第2項に規定されている「候補者」に結果を通知します。

(再選定等)

第31条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第29条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、都市公園の管理を行うことが不適当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第27条第1項の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

- ・第31条では、指定管理者の再選定等の方法について定めています。

【解説】

- ・市長は、被選定団体が指定管理者として議決を経て正式に決定される前に、指定が不可能になった場合や不適当と認められた場合に再度選定を行うことができることが定められています。
- ・再選定は、当該選定団体を除く申込団体から選ぶものとします。
- ・この規定により指定管理者の指定が不可能あるいは不適当と認められた団体は、次回の公募には申込みができなくなります。

(指定管理者の指定等)

第32条 指定管理者の指定は、被選定団体について、地方自治法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

- ・第32条では、指定管理者の指定の手續及び告示についての事項を定めています。

【解説】

- ・指定管理者の指定に必要な「地方自治法第244条の2第6項の議決」とは「普通地方公共団体の議会の議決」をいい、大和市では「大和市議会の議決」を経てはじめて行われます。併せて、指定管理の内容等を市民に開示するため告示を行いますが、告示の内容については第2項に定めています。

(指定期間)

第33条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

- ・第33条では、指定管理の期間と同一指定管理者の再指定について定めています。

【解説】

- ・選定された指定管理者が指定管理を行う期間は、第27条第1項の規定により公募時に明示されていますが、最長で5年間となっています。ただし書の「再指定を妨げない」とは、第27条第1項の規定により明示された指定管理期間が終了後、新たに指定管理者を募集する場合、第29条の選定基準により前回の指定管理者が最良と判断された場合、再び指定することができることを明確にしています。

(協定の締結)

第34条 指定管理者は、市長と都市公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・第34条では、指定管理者が市長と結ぶ協定書の事項を定めています。

【解説】

- ・第1項では、指定管理者が市長と都市公園の管理に関する協定を結ぶことを定めています。
- ・第2項の第1号から第9号までは、協定に盛り込む内容を具体的に明示しています。
- ・第1号から第3号までは、第27条第1項第3号から第5号までで指定管理者公募時に明示されている内容です。
- ・第4号は、第35条の規定により指定管理者が業務を適性に実施しているかどうか業務や経理の状況を報告させますが、記載事項や書式、提出時期等を明確にするために盛り込む事項で、市と協議して決定します。
- ・第6号は、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理の取消しについて、第7号、第8号は、指定管理者に個人情報保護及び透明な管理運営のための情報公開を行わせることを目的に協定書に盛り込んでいます。

(事業報告書の作成及び提出等)

第35条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、都市公園に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1) 都市公園の管理業務の実施状況

(2) 有料公園施設の利用料金の収入の実績

(3) 都市公園の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・第35条では、指定管理者が提出する事業報告書について定めています。

【解説】

- ・指定管理者が事業報告書を提出しなければならない期限は、毎年のあるいは中途の業務終了後60日以内と規定しています。
- ・「地方自治法第244条の2第11項の規定」により、指定の取消しあるいは業務の全部の停止を命ぜられる場合とは、同条第10項の「指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」規定に基づく指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときをいいます。
- ・第1号から第4号までは、指定管理者が事業報告書に記載する内容を明記しています。

(指定の取消しの告示等)

第36条 市長は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第27条第1項の規定による次回の公募に申し込むこと及び同条2項の規定による次回の指定管理者の候補者となることができない。

【趣旨】

- ・第36条では、指定管理者の指定の取消し、業務の全部若しくは一部の停止について定めています。

【解説】

- ・第1項では取消し、業務の全部若しくは一部の停止を行った場合の手続を定めたものです。
- ・第2項では、上記の処分を受けた団体等の今後の扱いについて定めたものです。

(指定管理者による利用の禁止又は制限)

第37条 指定管理者は、都市公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

【趣旨】

- ・第37条では、指定管理者が利用禁止や制限を行うことができる条件について定めています。

【解説】

- ・本条は、指定管理者がやむを得ないと認められる場合においては、都市公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができることを定めています。

(供用日等)

第38条 有料公園施設の供用日及び供用時間（以下「供用日等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 供用日 次に掲げる日を除く毎日

ア ゆとりの森芝生グラウンド 1月1日から4月28日まで及び12月29日から同月31日まで

イ ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森仲良しプラザ及びゆとりの森スポーツハウス 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ウ ゆとりの森バーベキュー広場

(ア) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(イ) 1月4日から2月末日まで及び12月1日から同月28日までの月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）

(ウ) 3月1日から11月30日までの月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その休日の直後の休日でない日

エ 引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及びゆとりの森駐車場 休業日なし

オ その他の有料公園施設

(ア) 月曜日（引地台温水プールにあっては、7月20日から8月31日までを除く。）。
ただし、月曜日が休日に当たるときは、その休日の直後の休日でない日

(イ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 供用時間

ア 大和スタジアム 午前9時から午後9時まで

イ 引地台温水プール

(ア) 1月4日から7月19日まで及び9月1日から12月28日まで 午前10時から午後8時まで

(イ) 7月20日から8月31日まで 午前9時30分から午後8時まで

ウ 引地台野外音楽堂 午前9時から午後5時まで

エ 慈緑庵 午前9時から午後8時30分まで

オ ゆとりの森芝生グラウンド

(ア) 4月29日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで 午前9時から

ら午後5時まで

(イ) 6月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで

カ ゆとりの森テニスコート、ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場（専用利用に限る。）、ゆとりの森仲良しプラザ及びゆとりの森スポーツハウス 午前9時から午後9時まで

キ ゆとりの森バーベキュー広場

(ア) 1月4日から6月30日まで及び10月1日から12月28日まで 午前9時から午後4時まで

(イ) 7月1日から9月30日まで 午前9時から午後5時まで

ク 引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及びゆとりの森駐車場 終日

ケ その他の有料公園施設

(ア) 1月4日から6月14日まで及び9月16日から12月28日まで 午前9時から午後5時まで

(イ) 6月15日から9月15日まで 午前9時から午後6時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、供用日等を臨時に変更することができる。

【趣旨】

- ・第38条では、有料公園施設の利用できる日や時間を定めています。

【解説】

- ・本条では、指定管理者が管理する有料公園施設の利用できる日及び時間を定めています。
- ・第1項第1号では有料公園施設を利用できる日を定めています。
- ・第1項第2号では有料公園施設を利用できる時間を定めています。
- ・第2項では、市長の承認を得た場合は、指定管理者が利用日及び利用時間について臨時に変更できる旨を定めています。

(利用の承認)

第39条 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

- ・第39条では、有料公園施設の利用についての手続を定めています。

【解説】

- ・第1項では、有料公園施設を利用する前に指定管理者の承認を得ることを定めています。
- ・利用するにあたっては、「大和市都市公園条例施行規則第7条」に係る別表第2「第5号様式・第6号様式」に必要事項を記入の上、所定の利用料金を支払うことが必要になります。
- ・例外として、引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及びゆとりの森駐車場を利用する場合は、入場券の交付をもって、ゆとりの森仲良しプラザ、ゆとりの森スポーツハウスのロッカー及びシャワー並びに引地台温水プールの個人での利用については、所定の利用料金を支払うことによって、申請と許可を受けたものとみなされます（大和市都市公園条例施行規則第7条第3項）。
- ・第2項では、指定管理者が承認するに当たり、利用者に必要な条件を付することができる旨を定めています。

(利用の不承認)

第40条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の利用の承認をしない。

- (1) 有料公園施設の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) 有料公園施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (4) その他管理上支障があると認めたとき。

【趣旨】

- ・第40条では、指定管理者が有料公園施設の利用を承認しないことができる場合を定めています。

【解説】

- ・第1号は、人的な害が予測される場合であり、第2号は、物的な害が予測される場合について定めています。

(利用の承認の取消等)

第41条 指定管理者は、第39条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を中止し、若しくは変更することができる。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第39条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 利用承認後、前条第1号から第3号までのいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他管理上支障があると認めたとき。

2 前項第1号から第3号までの規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

【趣旨】

- ・第41条では、指定管理者が利用の承認の取消し等を行うことができる場合を定めています。

【解説】

- ・第1項では、承認を取り消し、又は利用を中止若しくは変更することができる場合について定めています。
- ・第1号から第3号までは、利用承認時の審査基準・付与条件及び「大和市都市公園条例・同施行規則」に違反した場合に承認の取消し・利用の中止・変更をすることができる旨を定めています。
- ・第4号は、災害時に緊急避難場所に使用する場合もあり、避難場所としての利用が優先されるため承認の取消し・利用の中止・変更を求めることができることを定めています。
- ・第2項では、承認を受けた団体・個人だけではなく、その利用に対する参加者や観客等にも第1項第1号から第3号までの規定があてはまる場合は、承認の取消し・利用の中止・変更を求めることができることを定めています。

(利用料金)

第42条 利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。ただし、引地台温水プール及び慈緑庵の利用者が既に納付した利用料金に係る利用時間を超えて利用した場合の利用料金（以下「超過利用料金」という。）並びに引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及びゆとりの森駐車場の利用料金については、利用後に徴収する。

2 利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

【趣旨】

- ・第42条は、利用料金の定め方・徴収方法及び徴収した利用料金の収受先、承認時の利用時間を超えた場合の超過料金の徴収について定めています。

【解説】

- ・利用者が有料施設を利用する場合、利用する前に利用料を払わなければなりません。通常の有料施設は時間単位で利用の承認を行い、承認された時間枠を超えて利用することはできません。
- ・引地台温水プール及び慈緑庵については、超過した時間に応じ超過料金を徴収することになります。
- ・引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場及びゆとりの森駐車場については、利用した時間に応じ料金を徴収することになります。
- ・第2項では、利用料金の定め方を定めています。利用料金は本条例で定める金額を超えない範囲内で指定管理者が定めることができますが、市長の承認が必要であることを定めています。
- ・別表第3では、有料公園施設の利用料金の上限額を定めています。

有料公園施設の利用料金の上限額

有料公園施設の名称	単位		金額	
つきみ野野球場	1時間につき		500円	
大和スタジアム	グラウンド	1時間につき	職業人	9,000円
			社会人	5,000円
			大学生	4,000円
			小人	1,000円
			上記以外の者	2,500円
	室内練習場	1時間につき	1,000円	

	会議室	全室	1 時間につき	2 0 0 円
		2 分の		1 0 0 円
		1 室		
	本部室		1 時間につき	3 0 0 円
	照明設備	全点灯	3 0 分につき	5, 0 0 0 円
		半点灯		3, 0 0 0 円
	スコアボード		1 時間につき	1, 0 0 0 円
	放送設備		1 時間につき	3 0 0 円
引地台温水プール	4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで及び 9 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期 間にあつては 1 回につき、7 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間にあ つては 2 時間につき		大人	4 0 0 円
			小人（3 歳未満 を除く。）	2 0 0 円
			小人（3 歳未満 に限る。）	無料
	上記以外の期間は 1 回につき		大人	3 0 0 円
			小人（3 歳未満 を除く。）	1 0 0 円
			小人（3 歳未満 に限る。）	無料
引地台野外音楽堂	1 時間につき			2 5 0 円
引地台公園北側駐車場 及び引地台公園南側駐 車場	普通車	3 0 分を超え 1 時間まで		1 0 0 円
		最初の 1 時間を 超え、1 時間ま でごと	上記の金額に 1 0 0 円を加算する （入場から 1 回当たりの 1 日の上 限を 6 0 0 円とする。）。	
宮久保野球場	1 時間につき			5 0 0 円
宮久保スポーツ広場	1 時間につき			5 0 0 円
慈緑庵	茶室又は書院のいず れか	午前又は午後		3, 3 0 0 円
		夜間		4, 0 0 0 円
		昼間		6, 1 0 0 円
		昼夜		6, 8 0 0 円

			全日	9,400円	
	茶室及び書院の両方		午前又は午後	5,800円	
			夜間	7,500円	
			昼間	11,400円	
			昼夜	13,300円	
			全日	18,800円	
ゆとりの森芝生グラウンド	2分の1面		1時間につき	大人	1,400円
				小人	700円
ゆとりの森テニスコート	1面		1時間につき	500円	
	照明設備	1面	1時間につき	400円	
ゆとりの森大規模多目的スポーツ広場	1面		1時間につき	4,000円	
	照明設備	1面	1時間につき	3,500円	
ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場	専用利用	1面	1時間につき	2,000円	
	個人利用		1回につき	大人	200円
				小人（未就学児を除く。）	100円
				小人（未就学児に限る。）	無料
	照明設備	1面	1時間につき	500円	
ゆとりの森バーベキュー広場	バーベキューサイト	1サイト	1日につき	1,500円	
	バーベキューサイト（屋根付）	1サイト	1日につき	2,000円	
ゆとりの森仲良しプラザ	多目的ルームA		1時間につき	200円	
	多目的ルームB		1時間につき	300円	
	ロッカー		1回につき	100円	
	シャワー		1回につき	100円	
ゆとりの森スポーツハ	ロッカー		1回につき	100円	

ウス	シャワー	1 回につき	1 0 0 円
ゆとりの森駐車場	普通車	3 0 分を超え 1 時間まで	1 0 0 円
		最初の 1 時間 を超え、1 時 間までごと	上記の金額に 1 0 0 円を加算する (入場から 1 回当たりの 1 日の上 限を 6 0 0 円とする。)
	大型車	1 回につき	1, 5 0 0 円

備考

- 1 利用料金を徴収する場合に 3 0 分を単位としているものについては 3 0 分未満の場合も 3 0 分と、1 時間を単位としているものについては 1 時間未満の場合も 1 時間と、2 時間を単位としているものについては 2 時間未満の場合も 2 時間とみなして計算する。
- 2 大和スタジアムを入場料その他これらに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収し、営利を目的として利用する場合の利用料金は、通常支払うべき利用料金に入場料等の最高額に 1 0 0 を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 社会人とは、公益財団法人日本野球連盟に加盟している団体をいう。
- 4 大学生とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する大学又は専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）に在籍する者のみで構成する団体のうち、同一大学等内において組織されたものであって、その団体名にその在籍する大学等の名称を付したものをいい、小人とは、同法に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を卒業し、又は修了する日の属する月の末日までにある者をいう。
- 5 大和スタジアムの室内練習場の利用料金については、グラウンドと同時に利用する場合には徴収しない。
- 6 引地台温水プールの 7 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間における超過利用料金については、利用時間を超えて利用した時間 3 0 分につき、通常支払うべき額の 4 分の 1 の額とする。
- 7 慈緑庵の各単位における利用時間は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 午前 午前 9 時から午後 0 時 3 0 分まで
 - (2) 午後 午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで
 - (3) 夜間 午後 5 時から午後 8 時 3 0 分まで
 - (4) 昼間 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
 - (5) 昼夜 午後 1 時から午後 8 時 3 0 分まで

(6) 全日 午前9時から午後8時30分まで

8 慈緑庵の超過利用料金については、利用時間を超えて利用した時間1時間につき、午前の単位で利用承認を受けた場合においては、午後の単位の利用料金に100分の30を乗じて得た額とし、午後又は昼間の単位で利用承認を受けた場合においては、夜間の単位の利用料金に100分の30を乗じて得た額とする。

9 本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市内の事業所等の団体以外が有料公園施設（引地台温水プール、引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場、慈緑庵、ゆとりの森中規模多目的スポーツ広場（個人利用に限る。）、ゆとりの森バーベキュー広場、ゆとりの森仲良しプラザ、ゆとりの森スポーツハウス及びゆとりの森駐車場を除く。）を利用する場合の利用料金は、通常支払うべき額の倍額とする。

10 この表において「普通車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつて、二輪自動車又は乗車定員11人以上であるバス型の自動車でないもの（ただし、引地台公園北側駐車場に駐車するものにあつては、規則で定める大きさを超えないもの）をいい、「大型車」とは、同条に規定する普通自動車で乗車定員11人以上であるバス型のものをいう。

11 引地台公園北側駐車場、引地台公園南側駐車場又はゆとりの森駐車場に引き続き午前零時を過ぎて駐車した場合は、それまでの合計額に、普通車については、午前零時以降の1時間までごとに100円を加算し、その日の加算額は600円を上限とするものとし、大型車については、1,500円を加算するものとする。

・第3項では、有料公園施設の利用料については「利用料金制」を適用しており、徴収した利用料金は指定管理者の収入となることを定めています。

(利用料金の減免)

第43条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

【趣旨】

- ・第43条では、有料施設の利用に当たり、規則に定める場合に該当する場合は、一部を減額又は免除することができることを定めています。

【解説】

- ・「規則」とは「都市公園条例施行規則」をいいます。利用料金については、50%減免と全額減免ができる場合があります、同規則第17条に対象となるケースが規定されています。

(利用料金の不還付)

第44条 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

- ・第44条では、利用料金の還付ができる場合を定めています。

【解説】

- ・通常1度徴収した利用料金は還付しませんが、規則で定める場合に限り、全部又は一部を還付することができます。
- ・利用料金の還付は指定管理者が行います。ここでいう「規則」とは大和市都市公園条例施行規則をいいます。

(目的外利用等の禁止)

第45条 利用者は、承認を受けた目的以外に有料公園施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【趣旨】

- ・第45条では、有料公園施設の目的外利用等の禁止について定めています。

【解説】

- ・有料施設を、承認を受けた目的以外に利用すること及び承認を受けた団体・個人が他の団体・個人にその権利を譲ったり・貸したりすることができない旨を定めています。

(原状回復の義務)

第46条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、都市公園の施設又は設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者は、施設等の利用を終わったときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第41条第1項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたときも同様とする。

【趣旨】

- ・第46条では、指定管理者及び利用者に原状回復の義務があることを定めています。

【解説】

- ・第1項では、指定管理者が原状回復を行わなければならない場合を義務付けています。
- ・第2項では、一般の施設利用者について原状回復を義務付けています。

(損害賠償義務)

第47条 指定管理者又は利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

- ・第47条では、指定管理者又は利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないことを定めています。

【解説】

- ・故意・過失を問わず、都市公園の施設を損傷・焼失させ、損害が発生したときの賠償の責任を負うべき者について明確にしています。

(個人情報の取扱い等)

第48条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及び都市公園の業務に従事している者は、都市公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

- ・第48条では、指定管理者及び都市公園の業務に従事している者の個人情報の取扱い等について定めています。

【解説】

- ・第1項では、指定管理者は「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に基づき個人情報を適切に管理するために行うことを定めています。
- ・第2項では管理業務を通じて得られた秘密や情報について遵守しなければならない規定を定めています。この規定で定められている事項は、指定管理者にあつては指定期間終了後にも、都市公園の業務に従事している者はその職を退いた後までも適用されます。

(情報公開)

第49条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・第49条では、指定管理者が管理業務の内容に係る情報を公開し、市と同様に透明性を確保する義務があることを定めています。

【解説】

- ・大和市情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が管理業務の内容に係る情報を公開する必要性を定めています。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第50条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

【趣旨】

- ・第50条では、都市公園の区域の変更や廃止に当たり、その旨を公告することを定めています。

【解説】

- ・都市公園の区域の変更や廃止をするときの手続を定めています。公告するのは、都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要な事項です。

(公園予定区域及び予定公園施設について準用)

第51条 第6条から第24条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

【趣旨】

- ・第51条では、都市公園条例で定められている規定の中で、指定管理者に関する事項以外については、公園予定区域又は予定公園施設についても準用することを定めています。

【解説】

- ・公園予定区域は都市公園法第33条第5項の規定により、市議会の議決を経て決定されます。都市公園条例の第6条から第24条までの規定は、決定された公園予定区域について公告され、予定区域の土地に関しての所有権あるいは借地権等の権原を取得していれば実際に公園が設置されていなくても適用されます。

(委任)

第52条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・第52条では、必要な事項は、規則で定めることを定めています。

【解説】

- ・条例を施行するにあたり、必要なことは「大和市都市公園条例施行規則」（昭和45年大和市規則第20号）に定めています。

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、50,000円以下の過料を科する。

- (1) 第6条第1項又は第3項（前条において、これらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して、同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第7条（前条において、これらの規定を準用する場合も含む。）の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第17条第1項又は第2項（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者
- 2 偽りその他不正の手段により使用料又は利用料金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

【趣旨】

- ・第53条では、条例に違反した場合の罰則について定めています。

【解説】

- ・第1項では違反の内容と過料（50,000円以下）について定めています。
- ・第1号では、第6条第1項又は第3項の規定に違反して、都市公園内において許可の必要な制限行為に関して、許可を受けないで実施した場合について定めています。
- ・第2号では、第7条の規定に違反して、都市公園内での禁止事項を行った者について定めています。
- ・第3号では、第6条及び第7条の規定に違反した場合に市長が命ずる、その行為の中止及び原状回復、都市公園からの退去等の監督処分に従わない場合について定めています。
- ・第2項では、使用料及び有料施設の利用料金について不正な行為を行った者への罰則を定めています。この場合は、正規の料金の5倍に相当する金額を過料として支払うことになります。

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

【趣旨】

- ・第54条では、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は個人に対しても罰則を科すことを定めています。

【解説】

- ・条例に違反する行為については、その行為を行う者が個人である場合においては、当該個人の意味ではなくその所属する組織の命令等に基づき行う場合など、その性質上、個人を罰するだけでは条例の実効性を確保できない場合があります。そのため、現実の違反者を罰するほか、業務主体である法人又は個人に対しても罰則を科すことがあります。

(公園管理者の権限の代行)

第55条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、第52条及び前条の規定の適用については、市長とみなす。

【趣旨】

- ・第55条では、公園管理者以外にその管理を許可することができることを定めています。

【解説】

- ・都市公園法第5条の11の規定では、本来の公園管理者は、その都市公園を設置した地方自治体（市長）が行うものですが、同法第5条の10に該当する場合は、公園管理者以外にその管理を許可することができることとなっています。

このような市長に代わって権限を代行する者が管理を行う都市公園において、条例違反の者を罰する場合は、その権限を代行する者を本来の公園管理者である市長とみなすことを規定しています。

附 則

この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

【趣旨】

- ・附則では、本則の主要事項に付随する必要事項を定めています。